

# 公益社団法人新潟県社会福祉士会

## 役員報酬等の支給基準ならびに費用に関する規則

### (目的および意義)

第1条 この規則は、公益社団法人新潟県社会福祉士会の定款第27条第1項の規定に基づき、常勤の役員報酬等の支給基準ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、概ね週三日以上の頻度で定期的にこの法人の事務所に出勤して、業務を遂行する者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）および手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 当法人は、常勤役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には役員賞与を支給しない。
- 3 常勤役員には退職手当を支給しない。
- 4 常勤役員以外には報酬を支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員報酬年額は別表「常勤役員年間報酬上限額」とおりとし、各々の常勤役員報酬年額は、その範囲内で代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。

### (報酬等の支給日)

第5条 報酬等は月額をもって支給するものとし、毎月一定の日に支払うものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

### (費用)

第8条 当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した経費については、これを請求のあ

った日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規則の実施に必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益社団法人新潟県社会福祉士会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表 常勤役員年間報酬上限額

理事および監事 200万円/名